2　大阪空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　（略）

3　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4～6　（略）

2‖　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。

二　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

3‖　仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。

二　建築施設に関する工事及び保守に関すること。

4‖　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

二　航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。

三　類似灯火の制限に関すること。

四　昼間障害標識に関すること。

5‖　仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、大阪空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

6‖　先任施設運用管理官は、施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。

7‖　仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所の先任施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）、航空管制技術官及び航空灯火・電気技術官（新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）を置く。

2　（略）

3　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4～6　（略）